

## 企画振興部地域づくり推進課

### 【意見】

#### 1 地区市民センターの運営方法

新市建設計画では、まちづくりの基本理念として、地域の課題解決は地域に任せ、不可能な場合等は行政が行うとする「補完性の原則」の考え方導入された。この地域の課題解決の場として「住民自治協議会」の設置が進められ、その活動が行える場として、「自治センター」を設けることとされた。

住民自治協議会は住民が主役となったまちづくりを担うと位置づけられたものの、現状は理念のみが先行し、その役割を実現できる組織・体制づくりや財政基盤の確立とは程遠く、なお行政の支援を必要としているのが実情です。

そもそもこの住民自治協議会の仕組みづくりは、住民の自発的発想に依拠したものではなく、専門的地域を有する学識者の見識のもと、住民の労役の提供によって財政負担を軽減することを目的の一つとして導入された経緯があり、住民に定着するには、相当の時間と経費が必要です。

第2回地区市民センターのあり方検討委員会において地区市民センターの業務中、住民自治協議会に関する業務が7割以上を占めていることが報告されています。また、地区市民センターの業務は住民自治協議会の自立を促すための業務のみに限り、会計業務や事業企画、資料作成等は行うべきではないとの考えも明らかにされています。

住民自治協議会は、任意組織とはいえ行政主導で設置されたもので、自立するまでの間は行政の支援が確約されている組織です。しかし現状は組織運営面、財政負担面とも未成熟と言わざるを得ません。地区市民センターが今後とも住民自治協議会への支援を継続していくためには、現在の地区市民センターの職員数確保は不可欠です。また、地区市民センターが担うべきでないとする業務を整理するのであれば、その経費相当額を住民自治協議会に地域包括交付金に加算して交付すべきです。

いずれにしても、将来的には地区市民センターの業務内容を整理する方向であることを考慮すれば、地区市民センター職員が業務の分担を複雑化しないために、同一職場同一の雇用形態が望ましいと思われることから、直営は避けるべきと考えます。

一方、指定管理委託は、施設の管理運営経費の大半が人件費と施設管理維持管理経費で、そこに市場原理や効率性・採算性を高められる要素は限定的であると思われ、むしろ人件費削減や住民サービス低下（手抜き、高負担）を招きかねないと思われます。また、余剰金の帰属先も不明瞭で、仮に大半が委託者に帰属するならば、経営意欲が著しく損なわれることになります。

これらに対し、第3回あり方検討委員会で示された「職員を住民自治協議会で雇用＋行政業務の委託」は、職員の雇用、労務・税務事務等の事務量が増えるが、職員の同一雇用形態が確保されることや施設管理責任者が市となることなどの事務負担の増加が過重とならないと推量されることから、最も望ましい運営のあり方と判断します。

## 2 上野管内の地区市民センターの職員数

これまでの公民館主事の業務実態は、単に分館業務だけではなく、その殆どは住民自治協議会事務局業務等を含む市民センター業務に従事してきたのは周知のとおりです。今回、分館の位置づけは廃止されるとはいえ、社会教育としての活動については、これまでと同様に継続されることであり、地区市民センターの業務の減少要因としては小さく、むしろ近年では、市が直接行っていた文書発送業務等が増しているだけでなく、行政事務委託方式に運営方法が変更されると新たに労務・税務事務等の事務負担も増加することが想定されています。

また、特に東部地域管内住民は、約13,000人を有することから、自治会や地域住民から行政に対する多種多様の要望等が寄せられ、その対応に相当量の時間と労力を費やしているのが実情です。

以上により、東部地区市民センターにおける住民サービスを維持するには現有職員数の確保は不可欠です。

## 3 地区市民センターの公用車の廃止

私用車の公用使用は、業務執行上どうしても公用車が確保できない場合に臨時的に対応する制度であると思います。

安易に経費削減を目的として導入することは望ましい方策とは思えません。自動車による連絡業務や文書配布業務は地区市民センターの重要な業務の一つです。

引き続き公用車の配備をすべきと考えます。

やむを得ず私用車の公用使用を導入する場合にあって、事故を起こしたときは個人の任意保険で請求することになりますので、代位請求権等の契約条項の明記及び保険料の増額相当額の負担に適切な対処を求めます。

#### 4 地区市民センター施設利用料金制度

地区市民センターは、地域住民が良好な地域社会の形成に寄与することを目的として設置されたことから、その運営経費は全額、税金が充てられてきた。その利便性の良さに乗じて、複数日に会場確保するなど安易に施設利用が行われるなどの弊害も生じてきていることも事実です。

施設の運営経費の負担は、公共団体や管理運営団体が公共的目的に利用する場合や教育・保育等の一定の利用目的以外は、住民の利用する人と利用しない人の公平性を図るべきであり、将来的には受益者負担の原則を導入することは容認されるものと思われます。

その時期は、急激な住民負担増に配慮し、指定管理制度に移行する時期が適当であると考えます。

導入する場合の利用料金の試算額は、算定方法の詳細が不明であるので、見解を述べるのは差し控えますが、当然のこととして原価計算を基礎に公共性を重視して算定されるものと理解しています。また、公平性を考慮し、冷暖房を使用する場合にあっては相応の加算は必要であると考えます。

平成27年4月28日

東部地域住民自治協議会